

豊田市監査委員 各位

豊田市長 太田 稔彦

包括外部監査結果に基づく措置等の状況について（通知）

令和6年度以前の包括外部監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 通知の対象となる監査の実施年度及びその対象

番号	実施年度	監査テーマ	件数
1	平成22年度	不動産を中心とした財産の管理及び運用	1件
2	令和元年度	①出資団体について ②豊田市債権管理条例に基づく債権の免除及び放棄等について	①1件
3	令和2年度	委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～	4件
4	令和4年度	産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について	9件
5	令和5年度	補助金等に関する事務の執行について	70件
6	令和6年度	公有財産等に関する事務の執行及び管理について	94件

2 措置等の区分ごとの件数

番号	実施年度	措置等の区分ごとの件数					合計
		A	B	C	D	E	
1	平成22年度	—	—	1件	—	—	1件
2	令和元年度	—	—	—	—	1件	1件
3	令和2年度	—	—	4件	—	—	4件
4	令和4年度	6件	3件	—	—	—	9件
5	令和5年度	32件	8件	11件	—	19件	70件
6	令和6年度	29件	10件	29件	9件	17件	94件

備考 各実施年度の措置等の区分の考え方は、次のとおりである。

(1) 平成22年度

- ア A 措置済／実施済：基準日までに再発防止策等を実施した場合
- イ B 措置内容決定済：基準日までに再発防止策等を決定した場合
- ウ C 未措置／検討中：再発防止策等を実施する（しない）ことを基準日現在で検討している場合
- エ D 不措置：措置を実施しないことを決定した場合

(2) 令和元年度から令和6年度まで

- ア A 措置完了：措置の方針を決定し、その方針に基づき既に措置も完了している場合
- イ B 措置中：措置の方針を決定し、現在その方針に基づき措置を実施している場合
- ウ C 措置予定：措置の方針は決定しているが、措置の実施には着手していない場合
- エ D 不措置：監査結果に対し措置を講じないことを決定している場合
- オ E 検討中：措置又は不措置のいずれの方針も決定していない場合

3 監査結果に基づく措置等に係る基準日等

(1) 措置等に係る基準日

- ア 令和5年度までの監査結果に係る措置等 令和7年 6月2日
- イ 令和6年度の監査結果に係る措置等 令和7年 8月1日

(2) 措置等の内容

別紙のとおり